



総務課からのお知らせ

指定緊急避難場所の見直しを行いました

平成25年の災害対策基本法改正により、東秩父村では災害時の避難場所・避難所の見直しを行いました。立地条件や構造条件などの基準を満たす施設・場所を避難場所として指定しました。

●避難所一覧

	名称	所在地	防災倉庫	収容人員	車両収容台数	災害種類	
1	高齢者生きがいセンター	安戸432-1		64 (32)	—	地震	土砂災害
2	東秩父村和紙の里研修会館	御堂441	○	44 (24)	—	地震	土砂災害
3	槻川小学校体育館	御堂364	○	120 (66)	—	地震	土砂災害
4	東秩父中学校体育館	奥沢150	○	301 (165)	—	地震	土砂災害
5	坂本体育館	坂本1308-1	○	127 (70)	—	地震	土砂災害
6	ふれあいセンター槻川	坂本1561		57 (30)	—	地震	土砂災害
7	ふるさと館	大内沢703		86 (47)	—	地震	土砂災害
8	ふるさと館分館	白石936		29 (16)	—	地震	土砂災害
9	ふれあい広場グランド内	御堂549		—	600	地震	土砂災害
10	道の駅和紙の里ひがしちちぶ駐車場	御堂441		—	140	地震	土砂災害
	合計			828 (450)	740		

※上記一覧とは別に、小・中学校校舎は、災害対策本部の要請により避難所として開設します。

槻川小学校校舎…収容人員365人(196人) 東秩父中学校校舎…収容人員360人(193人)

※収容人員の()内は、感染症対策をした際の避難所収容人員です。

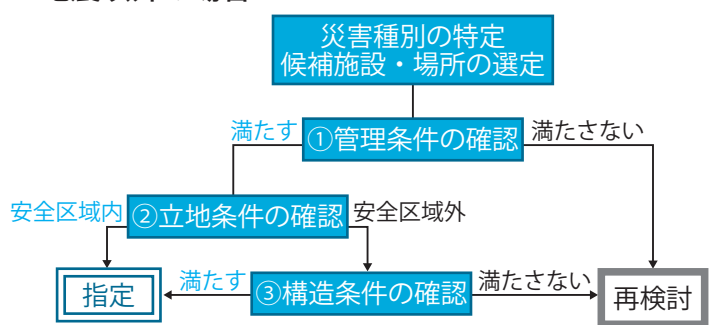
●災害ごとの指定基準

災害の種類	指定基準
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 国又は埼玉県が水防法に基づき指定する「洪水浸水想定区域」外に立地していること。 「浸水想定区域」の区域内に立地する場合には、洪水(内水氾濫を含む)に対して安全な構造で、想定水位以上の高さに避難スペースがあること。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき埼玉県が指定する「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の区域外に立地していること。 「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の区域内に立地する場合には、原則としてR C造(鉄筋コンクリート造)またはS R C造(鉄骨鉄筋コンクリート造)等であること。
地震	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年6月1日の建築基準法施行令改正以降の新耐震基準に適合するなど地震に対して安全な構造であること。

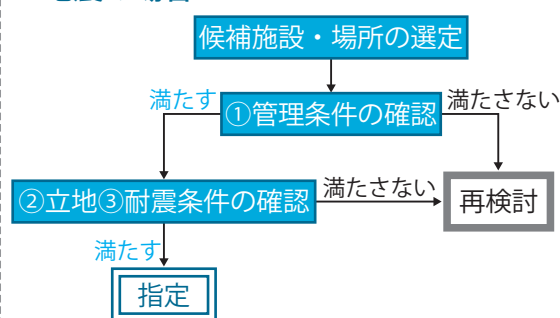
●指定フロー図

災害ごとの指定基準を踏まえて、指定フロー図に従い避難所を見直しました。

■地震以外の場合



■地震の場合



○避難方法について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、必ずしも避難所へ行く必要はありません。また、「避難＝避難所」ではありませんので平時から避難方法について検討しておきましょう。

①「在宅避難」

ハザードマップで自宅付近に色付けがなく、安全が確保できる場合は、「在宅避難」を考える。在宅避難に備えて、最低3日分の食料・飲料水・薬・日用品などを備蓄しておく。

②「親戚・知人宅への避難」

「在宅避難」が難しい場合は、安全な場所へ避難する。コロナ対策のためにも避難所へ行かず安全な場所にある「親戚・知人宅への避難」を検討する。

③「指定避難所へ避難」

「在宅避難」や「親戚・知人宅への避難」が難しい場合は、指定避難所へ避難をする。